

《定款変更時のチェック項目》

1	変更内容に係る確認事項
<p>決議後の事務局による議案書修正は認められないので、議案作成時に法に定める必要事項が記載されているかなど、十分に確認してください。（事前相談にも適宜対応しています。）</p>	
<p>(1) 変更内容が定款例の必要的記載事項や相対的記載事項の内容に沿っているか。「社会福祉法人の定款例について」（本書 P8～22 参照）と照らし合わせてチェックしてください。</p>	
<p>(2) 事業等の表記が適切か。 目的の変更、事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）の追加、名称変更、廃止など登記が必要となる変更である場合には、変更する事業以外の事業を含め表記が「社会福祉事業一覧」（本書 P23～26 参照）、「公益事業例」（本書 P27～28 参照）に合致しているか確認の上、必要があれば併せて変更してください。</p>	
2	決議に係る確認事項
<p>(1) 理事会</p>	
<p>当該定款変更を決議した評議員会の招集について（※）適正に決議しているか。 評議員会を招集する場合は、理事会の決議で日時等を定める必要があります（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条）。 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあってはその割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う必要があります（法第45条の14第4項）。 【注】 表決委任、書面表決とも認められません。</p>	
<p>(2) 評議員会</p>	
<p>当該定款変更に係る決議が適正に行われているか。 定款の変更に係る決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行う必要があります（法第45条の9第7項）。 【注】 表決委任、書面表決とも認められません。</p>	
3	議事録に係る確認事項
<p>(1) 議事録は、法令で定める事項が記載されているか（法第45条の14第6項及び法規第2条の17並びに法第45条の11第1項及び法規第2条の15）。</p>	
<p>(2) 議事録は、法又は定款で定める者が署名又は記名押印しているか。</p>	

※評議員会を招集する場合に、理事会の決議により定めなければならない事項

（法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条及び法規第2条の12）

- ・ 評議員会の日時及び場所
- ・ 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- ・ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

